

農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間

日本農林規格等に関する法律施行規則第 46 条第 1 項第 1 号ニ(11)(iii)（同令第 65 条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める期間は、次の各号に掲げる農林物資の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 生産情報公表牛肉

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該生産情報公表牛肉に係る牛のと殺の日から 3 年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該生産情報公表牛肉の格付の表示の日から 3 年間

二 生産情報公表豚肉

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該生産情報公表豚肉に係る豚のと殺の日から 3 年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該生産情報公表豚肉の格付の表示の日から 3 年間

三 生産情報公表農産物

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該生産情報公表農産物の出荷の日から 3 年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該生産情報公表農産物の格付の表示の日から 3 年間

四 生産情報公表養殖魚

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該生産情報公表養殖魚の出荷の日から 3 年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該生産情報公表養殖魚の格付の表示の日から 3 年間

五 人工種苗生産技術による水産養殖産品

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該人工種苗生産技術による水産養殖産品が人工種苗又は養殖の用に供する養殖魚である場合はその格付の日から 9 年間（当該人工種苗又は養殖の用に供する養殖魚が格付されてから消費されるまで通常要すると見込まれる期間が分かる場合はその期間）、食用に供する養殖魚又は加工品である場合はその格付の日から 3 年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該人工種苗生産技術による水産養殖産品（食用に供する養殖魚又は加工品に限る。）の格付の日から 3 年間

制定等の履歴

制 定 平成28年 6 月 1 日 農林水産省告示第1271号
改 正 平成30年 3 月 29日 農林水産省告示第 693号
最終改正 平成31年 1 月 15日 農林水産省告示第 84号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 平成 31 年 1 月 15 日農林水産省告示第 84 号
平成 31 年 1 月 27 日から施行する。